

みなさんと議会を結ぶ……議会だより



題字：吉浜小学校2年 稲木にこさん



令和3年11月

No.120

編集/発行 湯河原町議会

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL0465-63-2111(代) FAX0465-63-9674

**今号から、
題字がかわりました！
たくさんのご応募
ありがとうございました。**



「素晴らしい作品ばかりで、選考するのが大変でした。」

**9月
定例会**

9/9～9/30



湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp

● 主な内容

決算の認定	2
審議議案と結果	3
一般質問	4～7
意見書	7
条例の制定ほか	8
補正予算	9
「議員定数」ってなあに？	9
委員会だより	10～11
編集後記ほか	12

9月定例会

令和3年第4回湯河原町議会9月定例会は、9月9日から9月30日までの22日間（本会議開催4日間）にわたり開催しました。

この定例会では、町側から専決処分の承認、条例、補正予算、決算の認定、人事の議案16件、報告6件、議会から意見書2件、合計24件を審議しました。

決算の認定

9月定例会に上程された令和2年度の各会計決算は、決算審査特別委員会に付託されました。

決算審査特別委員会

(9月24日・27日開催)

一般会計、特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療）及び公営企業会計（水道事業、温泉事業、下水道事業）の決算審査を行いました。

各会計の決算内容について、活発な質疑応答がなされ、慎重審議し、すべての会計の決算を認定しました。

(委員長) 山本俊明

(副委員長) 善本真人
(委員) 熊谷照男、松野洋一、松井一寿、
露木寿雄、土屋誠一

【主な質疑内容】

●一般会計

- ・コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予について
- ・地方創生推進交付金について
- ・福祉タクシー利用助成事業について
- ・誘客宣伝事業について
- ・ネットパトロール委託料について

●国民健康保険事業特別会計

- ・特定健康診査の受診率について

●水道事業会計

- ・有収水量率について

令和2年度決算の内容

一般会計・特別会計

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	134億3,709万円	130億 424万円	4億3,285万円
国民健康保険事業特別会計	30億9,583万円	29億 779万円	1億8,804万円
介護保険事業 特別会計	27億7,100万円	27億5,191万円	1,909万円
介護サービス事業勘定	2,157万円	1,115万円	1,042万円
後期高齢者医療特別会計	4億7,266万円	4億5,920万円	1,346万円
合計	197億9,815万円	191億3,429万円	6億6,386万円

水道事業会計

収益的収入・支出(税抜き)

収益的収入	収益的支出	当年度純利益
4億1,409万円	3億5,272万円	6,137万円

資本的収入・支出(税込み)

資本的収入	資本的支出	差引額
5,044万円	2億7,888万円	△2億2,844万円

温泉事業会計

収益的収入・支出(税抜き)

収益的収入	収益的支出	当年度純利益
1億6,500万円	1億6,666万円	△166万円

資本的収入・支出(税込み)

資本的収入	資本的支出	差引額
0万円	5,176万円	△5,176万円

下水道事業会計

収益的収入・支出(税抜き)

収益的収入	収益的支出	当年度純利益
8億5,936万円	9億1,845万円	△5,909万円

資本的収入・支出(税込み)

資本的収入	資本的支出	差引額
2億3,830万円	4億 620万円	△1億6,790万円



9月定例会の審議議案と結果

町議会HP
会議録



全会一致の議案

議案番号	議案名	結果	議決日
45	湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について	可決	9/30
46	湯河原町職員のサービスの宣誓に関する条例及び湯河原町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	可決	9/10
47	湯河原町個人情報保護条例の一部改正について	可決	9/10
48	湯河原町開発対策基金に関する条例の廃止について	可決	9/10
49	令和3年度湯河原町一般会計補正予算(第3号)	可決	9/10
50	令和3年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決	9/10
52	決算の認定について(令和2年度湯河原町国民健康保険事業特別会計)	認定	9/30
53	決算の認定について(令和2年度湯河原町介護保険事業特別会計)	認定	9/30
54	決算の認定について(令和2年度湯河原町後期高齢者医療特別会計)	認定	9/30
55	利益の処分及び決算の認定について(令和2年度湯河原町水道事業会計)	認定	9/30
56	決算の認定について(令和2年度湯河原町温泉事業会計)	認定	9/30
57	決算の認定について(令和2年度湯河原町下水道事業会計)	認定	9/30
58	人権擁護委員候補者の推薦について	同意	9/30
59	令和3年度湯河原町一般会計補正予算(第4号)	可決	9/30
意見書第2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	可決	9/10
意見書第3号	災害に強い道路の早期建設を求める意見書	可決	9/30

賛否が分かれた議案の概要と議員ごとの賛否内容

○は賛成、×は反対を表しています。

議員名 議案番号	土屋由希子	熊谷照男	松野洋一	渡辺久子	松井一寿	善本真人	露木寿雄	室伏重孝	室伏寿美夫	山本俊明	土屋誠一	原田洋	結果	議決日
	44	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
専決処分の承認について(令和3年度湯河原町一般会計補正予算(第2号)) 令和3年7月3日からの大雨の被害に係る復旧について迅速に対応するに当たり、4,765万円の増額を、地方自治法179条第1項の規定により専決処分したことの報告を受け、承認しました。														
51	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	認定 賛成:9 反対:3	9/30
決算の認定について(令和2年度湯河原町一般会計) 令和2年度の湯河原町一般会計の歳入歳出決算が監査委員の審査に付され、地方自治法233条第3項の規定に基づき提出されたので、認定しました。														

一般質問

皆さんの声を議会へ!



町議会HP
会議録



一般質問とは、議員が本会議で、議長の許可を得て質問することです。

その内容は、議題とは関係なく町政全般（一般事務、事業の執行状況、将来に対する方向性など）について、町長など執行機関の考え・方針を議員個人として質問することができます。質問内容は、あらかじめ議長に通告しなければなりません。

また、持ち時間は、質疑応答含めて、一人50分です。

※紙面の都合により、要約した原稿を質問した各議員が作成し掲載しています。

議会映像のインターネット配信

【視聴方法】

- ・インターネット検索サイトから「湯河原町議会 YouTube」で検索
- ・町議会ホームページのリンクから
- ・QRコード利用



2050年カーボンニュートラルの実現に向けての湯河原町の取組みについて

10番

室伏重孝議員



Q湯河原町の温室効果ガスの推計値について。また、近年の推移は。

A温室効果ガス排出量の推計値は、環境省が公表し、二酸化炭素（CO₂）換算で2013年度は14万2千t、2018年度は11万tとなっている。一方、本町の森林によるCO₂吸収量は年間約5,700tと試算されます。

Q本町は温室効果ガスの排出抑制に向けて、どのような対策をとられてきたか。また、その効果は。

A住宅用太陽光発電システムの導入費補助制度を平成19年度から10年間実施し、合計170件の補助を行い、その総発電能力は約670kwとなり、CO₂換算で年間約330tが抑制されました。役場庁舎及び保育園に太陽光発電システムを導入し、その発電能力は、合計で約34kwとなり、CO₂換算で年間約15tが抑制されました。

Q本町は森林が約7割を占めており、温室効果ガスを吸収、またカーボンニュートラルを目指す観点からも適正な維持管理が必要だと思いましたが、いかがお考えでしょうか。

A大規模森林所有者等に森林の多面的機能が確保されるよう森林台帳を基に森林整備計画の実行や集約な整備を行い、適正な間伐を実施していくことが重要であると考えます。

Q本町の温室効果ガス排出抑制に向けて、今後どのような対策を推進していくのか。

A住宅用太陽光発電システムの導入費補助制度を復活する準備をしている。町民・事業者・行政が一体となって、節電やごみの分別・減量化を推進していく。また、脱炭素社会を実現していく必要性を強く発信し、地域全体で共に行動していくため、国や国際的な取組みを注視し、湯河原の自然環境の大切さも情報発信していきたい。

本町における土砂災害対策について



8 番

善本真人議員

去る7月3日に発生した、熱海市伊豆山の大規模な土砂災害を受け、政府は8月5日、盛り土の安全対策に関する関係省庁会議を8月中旬にも設置する方針を固め、盛り土の可能性のある箇所を国土交通省が抽出し、データを各省庁や自治体と共有。危険性の有無を総点検し、盛り土の規制の在り方についても検討する事にしました。

Q湯河原町には、盛り土をした場所があるのか把握されているのでしょうか。

A本町では14箇所が抽出され、県において、すべての箇所で現地踏査を行い、盛り土法面や地盤、擁壁、排水施設などに異常や損傷がないかの目視調査を実施しております。

Qその盛り土は、適切な工法であると確認されているのでしょうか。

A大規模盛土造成地のほか宅地造成等の盛り土は、法の規定に適合すると認められるため許可されていると認識しております。

Q今後、関係省庁と連携して再点検をされるのでしょうか。

A今回の災害を契機とし、今後起こり得る豪雨や台風等への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるため、総点検を実施するよう国の関係各府省より県に依頼がありました。

Q7月3日の豪雨による本町の被害の報告を委員会で受けたが、その後の復旧状況は。

A土砂崩れや出水などにより被害を受けた箇所のうち、土砂の撤去が必要な箇所についての作業は完了したが、現在行っている復旧工事の完了予定は、11月下旬となっております。

①子育て・教育環境について ②防災について

4 番

渡辺久子議員



①子育て・教育環境について

Qコロナ感染症拡大に伴い、小・中学校、幼・保育園において抗原検査が必要だが、対応策はあるか。

A検査キットの配布は9月中旬以降、国の政策による教職員への配布、県の政策による12歳未満の子がいる家庭への配布が予定されている。

Q子どもの貧困対策の一環で小・中学校のトイレに生理用品を常備できないか。

A管理・衛生上の理由から現行通り保健室に保管し、申し出があれば配布する。

Q小学校の猿被害対策、特にプールへの侵入について対策をとってほしい。

A校内に出没した場合、教職員が児童・生徒の安全を確保するとともに、所管課に通報し追い払い隊動員などにより対処している。プールへの侵入については今後も対策を検討したい。登下校時の

出没情報には花火などで追い払いを行い安全対策を講じている。今後も地域住民の協力のもと児童・生徒の見守りを強化していく。

Q小・中学校及び図書館の雨漏りについて修繕の予定は立っているか。

A改修の必要な箇所は把握しており、今議会において補正予算を立て対応する。(雨漏りについて、9月議会の補正予算で、吉浜小学校、湯河原中学校、図書館の修繕費が計上されました)

②防災について

Qハザードマップ作成について、本町ではどういう取り組みをしているか。

A従来、災害種別ごとに作成していたハザードマップを一つにまとめ、防災に関する基本的知識や災害発生時の対処方法などをまとめた「ゆがわら防災マップ」を作成し各世帯に配布している。

湯河原町の出産・育児、子育て支援施策について



11番

室伏寿美夫議員

Q平成27年度に小児医療費助成の対象を小学校入学前から卒業まで拡大した事について、第三子への子育て支援給付金の支給が終了時に、特定の方から全体へ裾野を広げて、子育て支援全体で予算配分したという認識で間違いはないか。

A 予算が減少する中で、全体の予算配分において、小児医療費助成にシフトした事に間違いはない。

Q令和3年度末で子育て支援給付金の支給は全て終了するが、平成27年度と同様、裾野を広げていく方向性で小児医療費助成の対象を拡充すべきだと考えますが、町長のお考えは。

A 基本的な考え方としては、以前小児医療費助成を拡充した経緯や考え方と一致をしている。対象拡大を考えるきっかけや、実効性のある裏付けを考えるならば、再配分の考え方は過去にもお答えした。過去の答弁や経緯を確認し、考えていかな

ければいけない。

経緯や考え方の方向性については一致していると理解しました。私だけでなく、会派の議員、他の先輩議員とも継続的にこの議論を交わしながら、前向きな施策展開となることを期待いたします。

○その他の質問

- ・不妊・不育症治療費の一部助成について実績の推移と今後の見通しについて。
- ・リニューアルした子育て世代包括支援センターと今までの母子保健関係事業との違いについて。
- ・子育て支援紙おむつ等支給事業の利用率と町民からの感想について。
- ・保育園統合・新設における、入園希望と各園の受入れの需給バランスと3歳未満の児童の受入れについて。

① コロナウイルス感染症に対する予防接種を振り返って ② 自然災害後の今後の復旧等について

2番

熊谷照男議員



① コロナウイルス感染症に対する予防接種を振り返って

Q 遠方の高齢者、身障者の方が接種会場まで車を希望した際、何人の方に対応したのか。

A 移動手段のない方の送迎は8月末までに延べ25回の利用がございました。

Q 予防接種の件で保健センターに電話を入れたら「対応が悪い」と住民の方から連絡があったがどのような対応だったのか聞きたい。

A たくさんのご意見やご指摘をいただきました。真摯に受け止め、職員の接遇改善に努めていきます。

Q 目の不自由なひとり暮らしの方が接種を希望されたら自分で来て下さいと言われたと連絡がありました。目の不自由な方に出した葉書は一般的な葉書なのか。

A 通常の葉書で出しております。

Q 葉書に点字でわからない事があれば電話をして下さいとするべきです。保健センターで点字、手話を理解している人はいるのか、いないのか。

A 点字を理解している職員はおりません。

個性を尊重する上で弱者に優しく対応するように今後、十分に配慮するべきである。

② 自然災害後の今後の復旧等について

Q 宮上地区（孫込団地奥）の太陽光パネル設置について把握しているのか。

A 太陽光パネルの設置については、工作物、建築物でないので町から許可を出していません。森林の伐採については届け出が出ております。

Q 菟沢の埋め戻しについては県の所管ですが、県の方に任せて地質、排水の流れ、状況の写真等のデータをとってあるのか。

A 県から埋め立てに関してのデータはきてません。今年7月に現地地の検査を実施しました。

①湯河原町役場の職場環境に関して ②個人情報取り扱いに関して ③湯河原町の町内会のあり方に関して



1 番

土屋由希子議員

①湯河原町役場の職場環境に関して

Q 職員の時間外手当未払問題の進捗及び見通しは。

A 30・元・2年度を調査中。進捗は3割4割程。

Q 一般質問によって調査を開始したが、町から何ら報告がないことが不信感につながっている。議会にも中間報告して然るべき。報告はできるか。

A できる範囲なら報告は可能。

(議長：あくまで土屋議員の一般質問、議会へ報告すべきかは今後考えていく)

職員が、町に対し損害賠償請求をする事も考えられる。しっかり謝罪と説明を。

②個人情報の取り扱いに関して

Q 今後議会が滞納者リストを求めた場合、行政はリストを提出するのか。

A 仮定の事案には答えられない。

Q リストの提供に関し町の顧問弁護士の見解は。

A 問題があるという答えはいただけていない。

Q リストを出したことによって滞納に対する成果はあったのか。

A 秘密会の事なので答えられない。

秘密裏に進め、分析さえできないような方法を使って、徴収率を上げようとしている事が問題。

③湯河原町の町内会のあり方に関して

Q 町内会のあり方を見直すべき。町の見解は。

A 協力できる範囲で、加入促進に努めたい。

Q 区費にばらつきがある、町は把握しているか。

A 承知していない。

Q 区費のばらつきや高さは、加入率に直結する可能性がある。なぜ町が把握してないのか。

A 町は関与できない。

Q 関与するのではなく把握さえしていない事が問題。区費の調査にも協力して貰えなかったがそれでいいのか。

A 行政として、議員活動の手伝いはできない。

議会から意見書を提出しました

10.12ページに詳細があります。

意見書第2号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増高が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長を講じる際は、国庫補助金等により適切に対応すること。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

神奈川県湯河原町議会議長 村瀬公大

【提出先】衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣
経済産業大臣・内閣官房長官・経済再生担当大臣

意見書第3号

災害に強い道路の早期建設を求める意見書

静岡県熱海市伊豆山地区で土石流が発生した令和3年7月1日からの大雨では、湯河原町でも各所で土砂崩れや出水による幹線道路などへの土砂流出など大きな被害を受けました。その後、8月13日から16日にかけての大雨では、8月15日の早朝、熱海市伊豆山地区の雨量が一定量を超えたため、国道135号熱海方面及び熱海ビーチラインが通行止めとなり、続いて、県道75号椿ラインが、土砂崩れにより通行止めとなりました。追って、国道135号小田原方面と小田原市道が米神付近のげけ崩れにより通行不能となり、これに伴い、真鶴ブルーラインが通行止めとなりました。箱根方面に抜ける湯河原パークウェイは、7月1日からの大雨による路面崩落により、既に通行止めとなっていたため、湯河原町の交通が、迂回する道路もなく6時間以上寸断される事態となりました。

また、同じ頃、JR東海道線も運転を見合わせたため、湯河原町は、一時的に孤立状態となり、伊豆方面や東京方面へ向かう人たちが、湯河原駅に滞留してしまう状況となりました。

海岸沿いで隣り合う市町を結ぶ国道135号及びその周辺の幹線道路は、当該地域を支える重要な緊急輸送道路であり、言えば生命線でもあります。ひとたび災害が発生すると、地域は孤立し、人や物の流れに甚大な影響を与えることとなります。

このように、想定できない災害に突如見舞われ、全ての交通手段が寸断され、当町が孤立し、人命までが危険にさらされるとともに、住民生活にも多大な影響が生じました。

この状況を受け、地元議会として早急な対策が必要と再認識いたしましたので、災害に強い道路の早期建設に向け、広域農道の早期完成及び災害復旧へのより迅速な対応について、特段の措置を講じられよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和3年10月14日提出

神奈川県湯河原町議会議長 村瀬公大

神奈川県知事 黒岩祐治 様

主な条例の制定・改正等

●湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（制定）

本町の豊かな自然環境、良好な景観及び町民の安全で安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図り、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として、当該発電設備の適正な設置及び維持管理について必要な事項を規定するため、条例を制定しました。

○施行期日：令和3年12月1日

●湯河原町職員のサービスの宣誓に関する条例及び湯河原町固定資産評価審査委員会条例（一部改正）

行政手続における事務の効率化及び利便性の向上を目的として、押印等の見直しを行うため、条例を改正しました。

●湯河原町個人情報保護条例（一部改正）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供ネットワークシステムの設置及び管理主体が法務大臣から内閣総理大臣となったこと並びに引用条文について号ずれが生じたため、条例を改正しました。

●湯河原町開発対策基金に関する条例（廃止）

昭和45年に吉浜地区の開発化の進捗により、万一災害が生じた際の補償事務の円滑な実施を目的として湯河原町開発対策基金を設置しておりましたが、所期の目的を達成したことから、当該基金を廃止するため、条例を廃止しました。

○施行期日：令和4年3月31日

町HP
電子掲示場



条例の制定・改正等の詳しい内容については、こちらのQRコードから、町のホームページ電子掲示場をご覧ください。

人 事

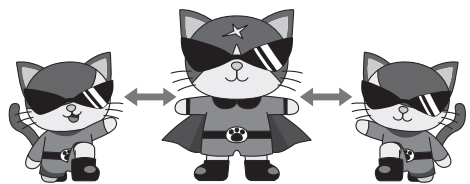
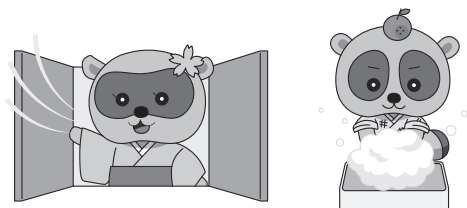
●人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の小澤茂昭^{おざわ しげあき}氏の任期が令和3年12月31日で満了となるため、新たに鈴木美也子^{すずき みやこ}氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦することに同意しました。任期は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間です。

専決処分の承認

●令和3年度湯河原町一般会計補正予算（第2号）

令和3年7月1日から大雨の被害にかかる復旧について迅速に対応するにあたり、予算に補正を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度湯河原町一般会計補正予算（第2号）を専決処分した報告を受け、承認しました。



補正予算が決まりました

【令和3年9月定例会】

会計名・補正額	概 要
一般会計（第2号） （4,765万円の増額）	歳入 まちづくり基金繰入金の増 防災基金繰入金の増 など 歳出 公共土木施設災害復旧事業の増
一般会計（第3号） （4億760万円の増額）	歳入 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増 まちづくり寄附金の増 など 歳出 ドライブレコーダー設置促進事業の増 地域福祉会館改修事業の増 消防庁舎シャワー室等改修事業の増 校舎等整備事業の増（吉浜小学校ほか） 災害復旧事業の増 など
一般会計（第4号） （2,670万1,000円の増額）	歳入 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増 歳出 デジタル推進計画策定事業の増 新たな温泉資源活用事業の増 月次支援金等非該当事業者等支援事業の増 など
介護保険事業特別会計（第2号） （保険事業勘定） （1,479万6,000円の増額）	歳入 介護給付費準備基金繰入金の増 など 歳出 財源の変更 償還金の増 など

一般会計補正予算の主な質疑

- ・公共土木施設災害復旧事業（修繕料、委託料、工事請負費の内容について）
- ・地域子供の未来応援交付金（内容について）
- ・公有財産購入費（どこを購入したのか）
- ・美術館施設整備事業（過去の雨漏り修繕について）
- ・人・農地プラン推進事業（プランの進め方について）
- ・公園公衆便所整備事業（整備内容について）
- ・消防庁舎シャワー室等改修事業（修繕の内容について）
- ・デジタル推進計画策定事業（委託料について）
- ・新たな温泉資源活用事業（クラフト温泉について、商品化について）
- ・月次支援金等非該当事業者等支援事業（対象期間について）

「議員定数」ってなあに？

議会は、議員によって構成され、その数は議会ごとに条例で定められています。これを議員の定数といいます。実際の議員数は、欠員により必ずしも定数とは一致しないことがあります。（現在の湯河原町議会がこれにあたります。）

「議員定数」とは、欠員が無かった場合の議員数で、議員の人数の上限値です。

議員の定数については、従来、人口規模に応じて地方自治法に「法定数」が規定されていましたが、分権改革の一環として、地方議会の組織に関する自己決定権を尊重する観点から、この法定定数制度が改められ、それぞれの自治体が条例で定める条例定数制度となりました。（地方自治法第91条第1項）

本町議会は「湯河原町議会議員定数条例」で14人と定めています。（過去には20人以上おりました。）

平成23年の法改正前に規定されていた「上限数」は次のとおりです。

【町村関係】

- ・人口2千人未満……12人
- ・人口2千人以上5千人未満……14人
- ・人口5千人以上1万人未満……18人
- ・人口1万人以上2万人未満……22人
- ・人口2万人以上……26人

町村議会における議員定数は、年々減少傾向にあります。

全国町村議会実態調査令和2年調では、全国平均で一町村当たり11.9人と法改正前の上限数の一町村当たり19.5人と比べると7.6人少ない状況でした。

上限数が撤廃されても、多様な民意を反映するためには、一定の議員数が不可欠であります。今後も、地域の特性などに配慮しつつ、慎重に対応することが必要だと思えます。

（参考文献：「議員必携」全国町村議会議長会編）

総務文教・福祉常任委員会

(9月16日・21日開催)

○主な案件

●災害に強い道路の早期建設を求める意見書について

9月定例会中の本委員会において、8月15日の大雨による町内の被害状況等が報告されました。

報告の中で、本町を取巻く道路の多くで通行止めが発生したことや、東海道線の不通により多くの観光客の方が滞留するなど、様々な災害対応が発生したことが報告されました。

この報告を受け、委員からは主要道路や東海道線の不通により、本町が陸の孤島状態となった状況がどの程度続いたのか、道路管理者との連絡調整はどのような体制なのかなどの質問があり、6時間半ほど、本町が陸の孤島状態となったことや、湯河原駅においては200名ほどの滞留者が発生したことがわかりました。

このようなことを受け、本委員会として神奈川県に対して、災害に強い道路の早期建設に向け、広域農道の早期完成や災害時における早期の復旧を要望するべきとの意見が出され、全会一致で委員会として意見書案を提出することと決定しました。

その後、意見書案の起草を行うため、各委員から意見聴取を行い、林道等を含め代替の道路があるか、これまでも復旧には対応していただいている、より迅速な災害復旧をお願いしたいなどの意見が出され、これらを踏まえ意見書案を作成することとなりました。

本委員会として作成した意見書案については、原案どおり承認され、9月定例会最終日の本会議において、議員提出議案として審議されました。議決された意見書は、後日、正副議長により神奈川県に提出されました。(12ページ参照)

●住宅リフォーム等助成事業及び防犯カメラ設置助成事業について

これまでも実施されてきた、両助成事業について、リフォーム等助成については、町内経済の回復や移住・定住によるリフォーム需要に対応するため、防犯カメラ設置助成については、町内の更

なる防犯能力の向上を図るため、助成期間をそれぞれ2年間延長することとなりました。

委員からは、これまでの実績や交付要綱について、助成事業開始の経緯などの質問や意見が出されました。



防犯カメラ(イメージ)

○その他の案件

- 開発対策基金の処分について
- 第2期湯河原町地域福祉計画について

○主な報告事項

●新型コロナウイルスワクチン接種について

これまでの本町におけるワクチン接種の進捗状況等について、報告を受けました。

報告の中では、9月4日現在の事業進捗や、本町の接種率、ワクチンの供給・在庫量の状況について示されました。

○その他の所管事務調査(報告事項)及び報告

- デジタル化に向けて
- 第2期湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プランの事業検証について(令和2年度実績)
- 令和3年7月1日からの大雨による災害復旧状況について
- 指定管理者評価結果報告について
- 町立保育園入園申込みについて

環境・観光産業常任委員会

(9月14日開催)

○付託案件

●議案第45号 湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について

本会議での付託を受け、議案第45号について審査を行いました。審査の冒頭、本会議場での質疑を受け、規制がかかる特別抑制区域と抑制区域を図面に記した資料を参考資料として追加し、審査に入りました。

委員からは「事業区域が分割（細分化）された場合の考え方について」、「異なる事業者の連続した事業区域の算定について」、「自治会等に対する説明会で理解が得られたことを判断する基準について」、「同意の特例規定について」、「稼働状況に対する報告の確認方法や頻度について」、「終了の確認などにおける事業区域の立入りに関する専門家の関与について」、「再生可能エネルギー発電に対する町の基本的な考えについて」、「罰則、過料等の制定について」、「規制における法律や県条例との相関について」、

「1,000㎡未満の事業に対する監視・チェック体制について」、「事業計画における図面や工事内容の事前確認について」、「進入路や取付け道路の事業面積への算入について」、「撤去処分にかかる費用の積立て状況や積立額について」、「町内における規制外の面積比率について」、「急傾斜地での設置工事について」、「開発調整委員会の構成について」、「公表制度における実質的な強制力（規制力）について」など多くの質問や意見がありました。

質疑の後、議案第45号は、全員賛成で原案可決となりました。なお、委員会での審査の経過を踏まえ、「条例制定にあたり、第1条の目的にあるように本町の豊かな自然環境、良好な景観及び町民の安全で安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図り、普及を進めるとともに、規則の策定や運用においては条例の網をすり抜けるような行為を見逃さぬよう留意し、特に事業区域の面積が条例で定める基準未満であっても巡回や調査を十分に行い、細かくチェックで

きる体制構築を求める」ことを付帯事項といたしました。

○その他の案件

●湯河原町住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金交付要綱（案）の制定について



太陽光パネル(イメージ)

●湯河原町消防団員の報酬等の見直しについて

○所管事務調査（報告事項）

●令和3年度湯河原海水浴場について

●令和3年度夏季事業について

●令和2年度新型コロナウイルス感染症感染予防対策助成金について

●令和3年夏季期間中（7月1日～8月31日）の災害概況等について

●指定管理者評価結果報告について



平成20年度から指定管理者により運営している、こごめの湯

○その他の報告事項

●令和3年7月1日からの大雨による国道等の通行止めに伴うし尿等運搬用タンクローリーの運行状況について

●熱海市（伊豆山地区）の土砂災害で被災された方への支援について

神奈川県へ意見書を提出しました

去る10月14日(休)、村瀬議長と善本副議長が、足柄下郡選出の高橋県議会議員同席のもと、9月30日(休)の9月定例会最終日に全会一致で可決した「災害に強い道路の早期建設を求める意見書」を、神奈川県へ提出しました。当日はこいたばし小坂橋副知事に対応していただきました。(意見書の詳細は7・10ページに記載あり)

また、県へ提出した後、同内容の要望書を神奈川県議会に提出しました。

県へ意見書提出



県議会へ要望書提出

「ゆがわらのいいね!」



新しい消防ポンプ自動車、第9分団に配備されました

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。本会議は先着15名、委員会は先着4名です。
※新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴人数を制限しております。

傍聴の際には、マスクの着用、手指のアルコール消毒にご協力願います。

【受付】開催日の午前9時から

【場所】第1庁舎2階 議会事務局

12月議会日程

11月29日(月)	午前	本会議 (一般質問等)
30日(火)	午前	本会議 (条例・補正予算)
12月 3日(金)	午前	環境・観光産業常任委員会
8日(水)	午前	総務文教・福祉常任委員会
10日(金)	午前	本会議 (委員長報告等)

【開催時刻：午前は10時の予定です。】

編集後記

議会ゆがわらNo.118から縦書きを横書きに、レイアウトの変更など、皆様により分かりやすくご覧いただけるように工夫してまいりました。

今号から「議会ゆがわら」の題字が変わったことにお気づきでしょうか。学校関係者や児童・生徒・保護者の皆様のご協力により、小・中学生の皆様の作品を題字とする取組みを実施いたしました。とても素晴らしい、多くの作品をご応募いただき、ありがとうございました。

今後も議会の情報を分かりやすく発信し、町民の皆様が少しでも親しみの持てる議会を目指していきたいと思っております。
(室伏寿美夫 記)

議会だより編集委員会

委員長	室伏寿美夫	
副委員長	松井 一寿	
委員	土屋由希子	松野 洋一
	渡辺 久子	善本 真人